

返戻金制度	有 当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が自己都合により早期に離職した場合、手数料の一部を返戻する制度）を設けています。詳細は以下のとおりです。 ①入社日から起算して1ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の70%に相当する金額を返金する。 ②入社日から起算して1ヶ月を超え3ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の30%に相当する金額を返金する。 ③入社日から起算して3ヶ月を超え6ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の10%に相当する金額を返金する。 ※職業安定法第32条の13、同法施行規則第24条の5 取扱職種の範囲等の明示です。
-------	---